

令和元年第2回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和元年11月12日

浅川清流環境組合議会

令和元年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第2回定例会

出席議員	.....	1
欠席議員	.....	1
出席説明員	.....	1
議事日程	.....	1
開会・開議	.....	3
会議録署名議員の指名	.....	3
会期の決定	.....	3
管理者報告	.....	3
会務報告	.....	4
(議案上程)		
議案第6号	浅川清流環境組合技術管理者の資格を定める条例の制定について.....	4
議案第7号	平成30年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について.....	5
議案第8号	令和元年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号).....	10
(議員派遣)		
議員派遣の件	.....	11
閉会	.....	11

令和元年

浅川清流環境組合議会会議録

第2回定例会

日時 令和元年11月12日（火）午後2時

場所 東京自治会館

出席議員（12名）

1番	奥住匡人君	2番	古賀壮志君
3番	窪田知子君	4番	馬場賢司君
5番	だて淳一郎君	6番	田中政義君
7番	木島たかし君	8番	尾澤しゅう君
9番	鈴木成夫君	10番	小林正樹君
11番	田頭祐子君	12番	遠藤百合子君

欠席議員（0名）

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	大坪冬彦君	副管理者	井澤邦夫君
副管理者	西岡真一郎君	代表監査委員	石田等君
会計管理者	真島均君	事務局長	高野賢司君
総務課長	井上智昭君	事業課長	設楽尚人君
総務課主幹	西村直邦君	事業課課長補佐	中倉秀文君

会議に出席した事務局職員の職氏名

書記 香川英里奈君

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌形忍

速記者 小倉純一君

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 管理者報告  
日程第4 会務報告

(議案上程)

日程第5 議案第6号 浅川清流環境組合技術管理者の資格を定める条例の制定について

日程第6 議案第7号 平成30年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について

日程第7 議案第8号 令和元年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)

(議員派遣)

日程第8 議員派遣の件

○議長（古賀壮志君） 皆様、こんにちは。

これより、令和元年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

---

○議長（古賀壮志君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において、6番田中政義議員、7番木島たかし議員を指名いたします。

---

○議長（古賀壮志君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（古賀壮志君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

令和元年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開催していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、10月12日夜、関東地方に上陸した台風19号は、これまで経験したことのない大雨をもたらし、日野市でも約8,600人の市民が避難所に避難いたしました。この台風により、東京都内だけではなく、関東近県、甲信地方、東北地方でも大きな被害が発生いたしました。幸いにも、新しい施設の建設現場においては被害はありませんでしたが、被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を祈念するものでございます。

それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、2件の報告を行います。

1. 新可燃ごみ処理施設建設工事の進捗状況について。

建築工事、プラント工事をあわせた工事全体の進捗率は、10月末現在で約90%となっております。10月末の時点で建築工事では、煙突工事が終了し、外壁塗装、屋上防水などの外装工事もほぼ終了しました。10月30日には、東京電力から電気の供給が開始されました。現在、工事は最終局面を迎え、内装工事や設備工事を中心とした仕上げの段階に入っており、もう間もなく建物自体はおおむね完成いたします。

また、プラント工事では、主要な機器の据え付け、組み立てがほぼ終わり、配管の保温工事、機器の塗装工事など、最終段階の工事を行っております。今後は消防法、建築基準法等の法定検査を行い、

12月上旬には新しい建物内へ組合事務所が移転する予定です。

なお、構内舗装や植栽などの外構工事の一部においては、引き続き、来年3月末まで、試運転と並行しながら進めてまいります。

## 2. 新可燃ごみ処理施設の試運転について。

組合では、構成団体からの可燃ごみの受け入れを令和元年12月19日から開始し、試運転を行っていく予定です。本施設は性能発注方式のため、各機器類の動作確認や調整だけでなく、入札時に要求水準書で示した諸条件や性能を満たしているかの確認が必要です。施設の運転と停止を繰り返し、総合的な調整等を行う期間として試運転期間を設け、この試運転時に予備性能試験、引渡性能試験などを行い、性能の最終確認を行います。

また、発生する焼却灰は、日の出町にあります東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬出するため、地元自治体である日の出町に御報告するとともに、循環組合と当組合との間で協議を進めております。

引き続き、安全第一に、施設建設場所周辺の皆様の御協力のもと、工事を進めてまいります。また、公害防止等に関する情報発信を積極的に行うことで、新施設への地元の皆様の御理解を深めていただくとともに、円滑な施設運営を図ってまいります。あわせて、組合議会議員の皆様の御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） これをもって管理者報告を終わります。

---

○議長（古賀壮志君） 次に、日程第4、会務報告を行います。

会務報告については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、事務局長の報告はこれを省略いたします。

これをもって会務報告を終わります。

---

○議長（古賀壮志君） これより、議案第6号、浅川清流環境組合技術管理者の資格を定める条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第6号、浅川清流環境組合技術管理者の資格を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定に基づき、浅川清流環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について規定するものであります。

本条例は、公布の日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 事務局長でございます。

議案第6号、浅川清流環境組合技術管理者の資格を定める条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。第1条、趣旨でございます。この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定に基づき、組合が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるものでございます。

ここには記載しておりませんが、法律の趣旨を少し御説明させていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項では、一般廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならないことになっております。

また、同条第2項では、技術管理者は、技術上の基準に違反することのないよう当該施設の維持管理事務に従事する他の職員を監督しなければならないとしております。

さらに、同条第3項では、技術管理者は、環境省令で定める基準を参酌して条例で定める資格を有する者でなければならないとして、資格の基準を条例で定めるよう規定しております。

本条例は、これらの規定に基づき、技術管理者の資格を定めるものでございます。

第2条をごらんください。法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次の各号のいずれかとする。

第1号、技術士法第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）。

第2号、技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの。

第3号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号イからチまでに掲げる者。

第4号、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者と規定しております。

第3条、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

その下、付則でございます。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀壮志君） これより、議案第7号、平成30年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第7号、平成30年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定を求めるものであります。

歳入決算額は57億7,981万1,799円、歳出決算額は57億4,359万2,636円、歳入歳出差引残額は3,621万9,163円であります。

なお、浅川清流環境組合監査委員の決算審査意見書及び事務報告書などの資料を添えて提出いたします。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） 代表監査委員から審査報告を求めます。石田代表監査委員。

○代表監査委員（石田等君） 代表監査委員の石田でございます。

平成30年度浅川清流環境組合一般会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者より審査に付されました決算書及び決算付属書類について、鈴木監査委員とともに、慎重に審査いたしました。

審査の結果、決算書及び決算付属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また、出納閉鎖日における平成30年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、地方自治法及び関係法令等の趣旨に基づき、おおむね適正に執行されているものと認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（古賀壮志君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第7号、平成30年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。中段でございます。平成30年度浅川清流環境組合一般会計歳入歳出決算書。予算現額は57億8,841万4,000円、歳入決算額は57億7,981万1,799円、歳出決算額は57億4,359万2,636円、歳入歳出差引残額は3,621万9,163円でございます。

詳細は、議案書と一緒に提出いたしました別冊の平成30年度一般会計歳入歳出決算書で御説明いたします。

恐れ入りますが、2ページ、3ページをお開き願います。平成30年度歳入歳出決算総括表でございます。一般会計の欄、左側から予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額はただいまの御説明どおりでございます。

一般会計の欄、3ページの中央、繰越明許費繰越額は54万円。一番右側、実質収支額は、この繰越明許費繰越額を差し引いて3,567万9,163円でございます。実質収支額である剰余金3,567万9,163円につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、令和元年度の歳入に繰越処理をしております。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。事項別明細書により、引き続き御説明さ



せていただきます。

歳入の決算状況でございます。款1 分担金及び負担金、同じ行の13ページ、2 列目、収入済額は12億4,038万1,000円でございます。

その右側、備考欄の上から4 段目、事務経費負担金6 億4,038万1,000円につきましては、組合運営にかかる事務経費として、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市で等分の負担をしていただき、その下、周辺環境整備負担金6 億円は国分寺市、小金井市の2 市で負担をしていただいたものでございます。

続いて、款2 国庫支出金、同じ行の13ページ、2 列目、収入済額は20億3,536万6,000円でございます。

その右側、備考欄でございますように、循環型社会形成推進交付金として、新可燃ごみ処理施設建設工事費に充てるため、環境省から交付されたものでございます。

続いて、款3 繰越金、同じ行の13ページ、2 列目、収入済額は4,340万111円で、平成29年度の剰余金を平成30年度の歳入に繰越処理をしたものでございます。

続いて、款4 諸収入のうち、項2 雑入、同じ行の13ページ、2 列目、収入済額は135万2,267円でございます。

その右側、備考欄の鉄塔用地貸付料16万2,670円は、日野市からお借りしている建設用地内に特別高圧電力を受電し、送電するための東京電力の鉄塔を設置する必要があるため、東京電力に鉄塔用地を転貸したその貸付料でございます。

その下、送電線路補償料113万5,219円は、鉄塔設置に伴い、架設された送電線の下、一定距離内は、建造物を築造できないなど、利用制限がかかりますので、その補償料を東京電力からお支払いいただいたものでございます。

続いて、款5 組合債、同じ行の13ページ、2 列目、収入済額は24億5,930万円で、新可燃ごみ処理施設建設工事費に充てる財源として借り入れた地方債でございます。

最下段でございます。収入合計、収入済額の合計は57億7,981万1,799円で、調定額に対する収入率は100%でございます。

続きまして、歳出の決算状況でございます。恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。款1 議会費、項1 議会費、15ページの備考欄の上段、1 議会事務経費の節9 旅費の費用弁償108万4,519円は、昨年8月7日から8日にかけて実施しました北海道北見市の野村興産株式会社イトムカ鉱業所への視察研修と、昨年10月19日に実施しました神奈川県横須賀市の横須賀ごみ処理施設への視察研修の費用でございます。

節14使用料及び賃借料の自動車借上料は、横須賀ごみ処理施設への日帰りの視察研修を実施した際のバス借上料でございます。

款1 議会費の欄にお戻りください。議会費全体の決算状況でございます。予算現額は592万9,000円、支出済額は549万1,147円、予算現額に対する執行率は96.2%でございます。

次に、下段の款2 総務費、項1 総務管理費の備考欄、1 一般管理経費でございます。備考欄の一番下、節11需用費の印刷製本費19万2,132円は、過去に発行した組合ニュースの在庫が少なくなったため、増刷したものでございます。当初予算に計上しておりませんでしたので、消耗品費より節内流用をい

たしたものでございます。

恐れ入りますが、16ページ、17ページをお開き願います。説明欄の下のほう、節23償還金、利子及び割引料の事務経費清算金4,340万111円につきましては、繰り越しをした平成29年度の剰余金を3市に等分して返還した合計金額でございます。

恐れ入りますが、14ページ、15ページにお戻りください。款2総務費の欄でございます。総務費全体の決算状況でございますが、予算現額8億932万7,000円、支出済額7億9,088万1,020円、予算現額に対する執行率は97.7%でございます。

16ページ、17ページにお戻りいただきまして、下段の款3事業費、項1ごみ処理費、備考欄、1施設建設経費、節8新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会委員謝礼は、学識経験者への謝礼でございます。概要は後ほど事務報告書で御説明いたします。

その下、節13委託料の1行目、ごみ処理施設整備・運営事業技術支援業務委託料447万9,840円は、主にプラント設備の設計に対して技術支援を受けているもので、委託先は公益財団法人東京都環境公社でございます。

その下、ごみ処理施設建設環境影響評価事後調査業務委託料。18ページ、19ページをお開きいただきまして、備考欄、新可燃ごみ処理施設建設工事監理委託料、その下、環境定点測定業務委託料は、こちらも後ほど事務報告書で御説明いたします。

その下、節14使用料及び賃借料の土地借上料（ごみ処理施設）4,500万円は、平成29年4月から新可燃ごみ処理施設の建設用地を日野市からお借りしている賃料でございます。

その下、節15工事請負費、新可燃ごみ処理施設建設工事は、出来高に応じ支出したものでございますが、こちらも事務報告書で御説明いたします。

事業費全体の決算状況でございます。16ページ、17ページにお戻りいただきまして、款3事業費の欄、予算現額は49億5,212万3,000円、支出済額は49億4,705万5,440円で、予算現額に対する執行率は99.9%でございます。

恐れ入りますが、18ページ、19ページにお戻りください。款4公債費、19ページの備考欄、1組合債利子償還及び一時借入金関係経費の節23地方債償還利子16万5,029円は、平成29年度に借り入れた地方債2億6,600万円の利子を償還したものでございます。

なお、元金は3年間の据え置きとなっておりますので、元金の償還は令和3年度からとなります。一時借入金については執行がございませんでした。

款5予備費は、当初予算で2,000万円を計上させていただきましたが、こちらも執行はございませんでした。

最下段、歳出合計の支出済額は57億4,359万2,636円で、予算現額に対する執行率は99.2%、予備費を除いた執行率は99.6%でございます。

恐れ入りますが、23ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。項の3歳入歳出差引残額は3,621万9,163円でございますが、項4（2）繰越明許費繰越額54万円、これは、天皇の退位に伴う新元号に対応するため、財務会計システム改修委託の予算を平成30年度から令和元年度に繰り越したものでございます。したがって、項5実質収支額は3,567万9,163円となっております。

平成30年度の決算の状況は以上でございます。

続きまして、別冊の平成30年度事務報告書をごらんください。

平成30年度に組合が実施した主な事業と地方自治法第233条第5項の規定に基づく主要な施策の成果を御報告いたします。

まず、目次をお開き願います。この事務報告書は、組合の概要から始まり、議会に関すること、監査に関すること、組織・庶務に関すること、財務に関すること、そして新可燃ごみ処理施設整備事業で構成しております。要点で御説明いたします。

2ページ、3ページをお開き願います。3ページの下段でございます。第2章、監査に関すること。恐れ入りますが、次の4ページの一番上、2例月出納検査・決算審査に関することでございます。(1)例月出納検査は、四半期に一度、代表監査の石田委員と議会選出の鈴木委員により実施していただきました。また、その下、(2)決算審査は7月25日の例月出納検査と一緒に実施され、おおむね適正に処理されていたとの御意見をいただきました。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。左側、6ページの一番上、2情報公開・個人情報保護及び行政不服に関すること。(1)情報公開請求の状況、(2)個人情報開示請求等の状況でございます。どちらも請求はございませんでした。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。9ページの一番上、第4章、財務に関すること。1ページをめくっていただきまして、10ページの下段、(3)地方債現在高の状況でございます。平成29年度の現在高が2億6,600万円、平成30年度の発行額が24億5,930万円、平成30年度末の現在高が27億2,530万円となっております。

右側、11ページの第5章、新可燃ごみ処理施設整備事業でございます。平成30年度における主要な施策の成果を記載しております。下段の1、新可燃ごみ処理施設建設工事の右側の欄、成果でございます。建築工事では、平成29年度に引き続き、ごみピットを中心に地下部分の工事を進め、12月より建物の地上部分の骨組みとなる鉄骨工事やコンクリート工事を進めました。また、プラント工事では、蒸気タービン、焼却設備及び灰出設備の据え付け工事を進めました。建設工事の設計監理・施工監理を行う工事監理業務を委託にて実施し、適切な監理・監督のもと、順調に工事を進めました。

なお、工事の進捗具合につきましては、組合ニュースに写真を掲載してお伝えしているとおりでございます。

恐れ入りますが、次の12ページをお開き願います。上段の2、環境影響評価事後調査業務の成果でございます。環境影響評価書で予測及び評価した項目について事後調査を実施するために作成した事後調査計画書に基づき、平成29年度に引き続き、工事施工中の現地調査を実施したものでございます。

その下、3、環境定点測定業務の成果でございます。平成30年度は夏季及び冬季に新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センターにおいて測定を行いました。各地点の測定結果や東京都の大気汚染常時監視測定局のデータを総合的に比較すると、おおむね同程度の数値であり、全ての測定項目で法令等の基準値を下回っていることを確認いたしました。

なお、測定結果は全て組合のホームページで公表しております。

その下、4、新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会でございます。この検討委員会は、新可燃ごみ処理施設の運営の基準となる基本事項について、周辺住民の方々との意見交換を踏まえて検討し、周辺環境の保全を図ることを目的として設置されたものでございます。全3回の会議を開催し、検討

結果は4月にまとめております。検討報告の概要は、施設周辺にお住まいの皆様には、5月に組合ニュースの臨時号を発行してお伝えしております。また、3市市民の皆様には、この12月に発行予定の組合ニュースでお伝えする予定でございます。委員会の組織、開催状況は記載のとおりでございます。

平成30年度の一般会計決算と主要な施策の成果は以上のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） これより質疑に入ります。  
（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ質疑を終結いたします。  
本件について御意見があれば承ります。  
（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ意見を終結いたします。  
これより本件について採決いたします。  
本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号の件は認定されました。

---

○議長（古賀壮志君） これより、議案第8号、令和元年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第8号、令和元年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ3,567万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億9,102万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正は、歳入では、繰越金の全額を開いて、3,567万9,000円の増。歳出では、その全額を各構成団体に返還するため、事務経費清算金に計上するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第8号、令和元年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,567万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億9,102万8,000円とする。

詳細は、議案書と一緒に提出いたしました別冊の令和元年度浅川清流環境組合一般会計補正予算説明書（第1号）で御説明いたします。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入歳出ともに3,567万9,000円を増額補正するものでございます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。まず歳入でございます。款3繰越金、項

1 繰越金、9 ページの説明欄、前年度繰越金3,567万9,000円を全額開きまして、繰越金として計上するものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、右側、11ページに移りまして、説明欄、節23償還金、利子及び割引料、事務経費清算金として3,567万9,000円を計上するものでございます。

平成30年度決算において生じました歳入歳出差引残額3,621万9,163円から、令和元年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額54万円を差し引いた実質収支額3,567万9,000円を令和元年度に繰り越し、その同額を事務経費負担金の割合に応じて構成団体に返還するものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀壮志君） これより、日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については、議長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

---

○議長（古賀壮志君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和元年第2回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時36分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 古 賀 壮 志

署 名 議 員 田 中 政 義

署 名 議 員 木 島 た か し